

# 確認検査業務実施マニュアル

(令和3年1月1日実施)

## 1. 趣旨

**1.1 目的** この確認検査業務実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、株式会社安心確認検査機構（以下「安心確認」という。）が定める確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第7条に基づき、確認検査業務に必要な事項を定める。

**1.1.2** 確認検査の業務は、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。）により行うことを基本とし、常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を定めるこのマニュアルに従い、確認検査員等は確認検査の業務を実施する。

**1.1.3** このマニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行なわれたことの全過程を通じて追跡、確認できる方法を定め、確認検査員、補助員がいつでも利用できるよう徹底する。

## 2. 確認関係

**2.1 確認申請の受付** 確認申請の受付については、業務規程第17条及び第18条に基づいて実施するほか、次の事項についても行う。

### 2.1.1 確認申請書の添付図書・書類の確認（規則第1条の3他）

- ① 確認申請書（規則第2号様式）、正1、副1（消防同意1増）
- ② 規則第1条の3第1項の別表1～4による適合することの確認に必要な図書（添付すべき図書等）
- ③ 建築計画概要書（規則第3号様式）
- ④ 委任状（代理者が申請を行なう場合）
- ⑤ 建築士免許証の写し（設計者又は工事監理者が建築士の場合）
- ⑥ 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の写し（建築士により構造計算によって安全性を確かめた場合）
- ⑦ 全体計画認定通知書（法第86条の8第1項の認定を受けた場合：同条第3項）
- ⑧ 建築工事届（法第15条）
- ⑨ 現地調査表（特定行政庁が定めたもの）及び公図の写し

### 2.1.2 確認審査等に関する指針に基づく確認

- ① 正本、副本の申請書、添付図書及び書類について、記載事項等が相互に整合していることの確認
- ② 設計者及び工事監理者が建築士法上の資格と業務範囲等が適合していることの確認
- ③ 申請書の正本に添えられた図書に設計者の記名があることの確認
- ④ 申請に係る建築物等が型式認定等を受けている場合は写しが添えられているかの確認
- ⑤ 建築士による構造計算によって安全が確かめられている場合は、安全性を確かめた旨の証明書

及び構造計算概要書の構造計算の種類の確認

### 2.1.3 業務規程第15条の確認

- ① 申請のあった建築物等が安心確認の指定区分に合致する建築物等であること。
- ② 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
- ③ 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- ④ 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
- ⑤ 申請に係る計画が業務規程第15条第2項の規定に該当しない確認を引受けできる建築主等であるかの確認。

**2.1.4 補正等** 前①～③の規定において、確認申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主に返却する。また、明らかに建築基準関係規定に適合しないと認められる場合も同様とする。

## 2.2 確認申請の引受け

**2.2.1 確認申請の引受け** 前2.1による確認をしたもので、申請を引受けた場合には、安心確認は、建築主に確認引受書（別記様式第2号）を交付する。引受けの際に申請手数料の支払があったことを確認する。

## 2.3 確認の実施

**2.3.1 確認の審査** 確認検査員は、確認申請関係図書をもって、業務規程第20条に基づいて審査を実施するほか、指針及びこのマニュアルに基づき審査を行う。業務規程第20条第2項に該当する確認検査員等は当該確認の業務を行わない。

補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、単独で確認業務を行わない。

- ① 審査は、確認審査表により審査を行う。審査の内容は指針に従って確認審査を行なったことを証する書類と整合されてなければならない。
- ② 審査表には審査を行った日及び措置連絡等の日を記録するものとする。

## 2.4 確認の記録

**2.4.1** 確認検査員は、申請のあった建築物等の確認の審査における建築基準関係規定ごとの適合の確認、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

## 3. 中間検査

**3.1 中間検査申請の受付** 中間検査申請の受付については、業務規程第27条及び第28条に基づいて実施するほか、次の事項についても行う。

### 3.1.1 中間検査申請の添付図書

- ① 中間検査申請書（規則第26号様式）
- ② 確認通知書（安心確認で確認を受けた場合は不要）

- ③ 法第7条の5の検査の特例の場合の工程写真等
- ④ 規則第3条の2に該当する軽微な変更があった場合当該変更の内容を記載した書類（軽微な変更説明書）
- ⑤ 特定行政庁が必要と認めて規則で定める書類
- ⑥ 代理者がいれば委任状
- ⑦ 工事監理者に変更があった場合工事監理者変更届け及び建築士免許証の写し

### 3.1.2 中間検査申請等の確認

- ① 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認）
- ② 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- ③ 申請に係る建築物が業務規程第15条第2項の規定に該当しない確認を引受けできる建築主等であるかの確認。

### 3.1.3 業務規程第28条の確認

- ① 申請のあった工事中の建築物等が安心確認の指定区分に合致する建築物等であること
- ② 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
- ③ 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- ④ 申請に係る計画が業務規程第15条第2項の規定に該当しない確認を引受けできる建築主等であるかの確認。

## 3.2 中間検査の実施

**3.2.1 中間検査の実施** 確認検査員は、確認申請関係図書（正本）をもって、業務規程第30条に基づいて検査を実施するほか、指針及びこのマニュアルに基づき審査を行う。業務規程第30条第2項に該当する確認検査員等は当該検査の業務を行わない。

補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い単独で検査業務を行わない。

- ① 検査は、中間検査チェックシートにより行う。検査の内容は指針に従って検査を行なったことを証する書類と整合されてなければならない。
- ② 検査表には検査を行なった日及び措置連絡等の日を記録するものとする。

## 3.3 中間検査の記録

**3.3.1** 確認検査員は、申請のあった建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適合の確認、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする

## 4. 完了検査

**4.1 完了検査申請の受付** 完了検査申請の受付については、業務規程第34条及び第35条に基づいて実施するほか、次の事項についても行う。

#### 4.1.1 完了検査申請の添付図書

- ① 完了検査申請書（規則第19号様式）
- ② 確認通知書（安心確認で確認を受けた場合は不要）
- ③ 法第7条の5の検査の特例の場合の工程写真等
- ④ 規則第3条の2に該当する軽微な変更があった場合当該変更の内容を記載した書類（軽微な変更説明書）
- ⑤ 特定行政庁が必要と認めて規則で定める書類
- ⑥ 代理者がいれば委任状
- ⑦ 工事監理者に変更があった場合工事監理者変更届け及び建築士免許証の写し

#### 4.1.2 完了検査申請等の確認

- ① 申請に係る建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認）
- ② 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- ③ 申請に係る建築物が業務規程第15条第2項の規定に該当しない確認を引受けできる建築主等であるかの確認。

#### 4.1.3 業務規程第35条の確認

- ① 申請のあった工事中の建築物等が安心確認の指定区分に合致する建築物等であること
- ② 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
- ③ 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- ④ 申請に係る計画が業務規程第15条第2項の規定に該当しない確認を引受けできる建築主等であるかの確認。

### 4.2 完了検査の実施

**4.2.1 完了検査の実施** 確認検査員は、確認申請関係図書（正本）をもって、業務規程第37条に基づいて検査を実施するほか、指針及びこのマニュアルに基づき審査を行う。業務規程第37条第2項に該当する確認検査員は当該検査の業務を行わない。

補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い単独で検査業務を行わない。

- ① 検査は、完了チェックシートにより行う。検査の内容は指針に従って検査を行なったことを証する書類と整合させなければならない。
- ② 検査表には検査を行なった日及び措置連絡等の日を記録するものとする。

### 4.3 完了検査の記録

**4.3.1** 確認検査員は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適合の確認、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする

## 5. 仮使用認定

**5.1 仮使用認定申請の受付** 仮使用認定申請の受付については、業務規程第4-1条及び第4-2条に基づいて実施するほか、次の事項についても行う。

**5.1.1 仮使用認定申請書の添付図書・書類の確認**（規則第4条の1-6）

- ① 仮使用認定申請書（規則第3-4号様式）、正1、副1、副（消防照会用）1
- ② 規則第4条の1-6第2項に定める必要な図書（添付すべき図書等）
- ③ 委任状（代理者が申請を行なう場合）

**5.1.2 仮使用認定審査等に関する指針に基づく確認**

- ① 正本、副本等の申請書、添付図書及び書類について、記載事項等が相互に整合していることの確認
- ② 申請書に添えられた図書に設計者の記名があることの確認

**5.1.3 業務規程第42条の確認**

- ① 申請のあった建築物等が安心確認の指定区分に合致する建築物等であること。
- ② 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
- ③ 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- ④ 申請に係る計画が業務規程第1-5条第2項の規定に該当しない確認を引受けできる建築主等であるかの確認

**5.1.4 補正等** 前①～③の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。また、明らかに建築基準関係規定に適合しないと認められる場合も同様とする。

**5.2 仮使用認定申請の引受け**

**5.2.1 仮使用認定申請の引受け** 前5-1による確認をしたもので、申請を引受けた場合には、安心確認は、建築主に仮使用認定引受書（様式第1-2号）を交付する。申請手数料については、支払い期日までに支払があったことを確認する。

**5.3 仮使用認定の実施**

**5.3.1 仮使用認定の審査** 確認検査員は、仮使用認定申請関係図書をもって、業務規程第4-4条に基づいて審査を実施するほか、指針及びこのマニュアルに基づき審査を行う。業務規程第4-4条第2項に該当する確認検査員等は当該確認の業務を行わない。

補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、単独で仮使用認定の業務を行わない。

- ① 審査は、仮使用認定審査表により審査を行う。審査の内容は指針に従って仮使用認定審査を行ったことを証する書類と整合されてなければならない。
- ② 審査表には審査を行った日及び措置連絡等の日を記録するものとする。

**5.3.2 消防長等への照会** 前5-3による審査の際、消防法第9条、第9条の2、第1-5条及び第1-7条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、消防照会書（仮使用）（第1-3号様式）に、副本（消防照会用）を添えて行う。

## 5.4 仮使用認定の記録

5.4.1 確認検査員は、申請のあった建築物等の仮使用認定における基準告示第1に定める基準ごとの適合の確認、仮使用認定業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

## 6. 工事の取りやめ

6.1 安心確認は、建築主等が、確認を受けた建築物等について、その工事を取り止めたときは、建築主等に確認済証を添えて工事取り止め届け（別記様式第9号）を安心確認に提出させる。

## 7. 建築主等の変更

7.1 安心確認は、建築主等が、確認を受けた建築物等について、その工事完了前に建築主等を変更する場合は、確認済証を添えて建築主等変更届（別記第10号様式）を速やかに安心確認に提出させる。

7.2 安心確認は、建築主等が、建築物等の確認の申請を行う場合において、工事監理者を定めていないとき又は工事監理者を変更するときは、対象建築物等の工事に着手するまでに、建築主等に確認済証を添えて工事監理者決定（変更）届け（別記様式第11号）を速やかに安心確認に提出させる。

7.3 安心確認は、建築主等が、建築物等の確認の申請を行う場合において、工事施工者を定めていないとき又は工事施工者を変更するときは、対象建築物等の工事に着手するまでに、建築主等に確認済証を添えて工事施工者決定（変更）届け（別記様式第12号）を速やかに安心確認に提出させる。

7.4 前6.1、7.1～7.3による届出書を各特定行政庁が定めている場合は、その定められている様式によることができる。

7.5 前6.1、7.1～7.3による届出書に添えられた確認済証は、受理した後速やかに建築主等へ返還する。

## 8. 特定行政庁への報告

8.1 安心確認は、確認済証を建築主等に交付したときは、7日以内に、確認済証を交付した旨の報告書（規則第16号様式）に規則第3条の4に規定する書類を添えて、特定行政庁へ提出する。

8.2 安心確認は、中間検査を行った日から7日以内に、検査の結果を中間検査結果報告書（規則第32号様式）により特定行政庁に提出する。

8.3 安心確認は、完了検査を行った日から7日以内に、検査の結果を完了検査結果報告書（規則第25条様式）により特定行政庁に提出する。

8.4 安心確認は、仮使用認定通知書を建築主等に交付したときは、7日以内に、仮使用認定通知書を交付した旨の報告書（規則第35号の4様式）に規則第4条の16の2第3項に規定する書類を添えて、特定行政庁へ提出する。

8.5 安心確認は、建築主等から前6による工事取りやめ届の提出があった場合、又は、前7による建築主等変更届、工事監理者決定（変更）届及び工事施工者決定（変更）届の提出があった場合は、当該届を添えて特定行政庁へ報告する。

このマニュアルは、平成25年4月1日から実施する（一部改正）

このマニュアルは、平成29年7月1日から実施する（一部改正）

このマニュアルは、令和3年1月1日から実施する（一部改正）